

第五十五回国会 参議院 文教委員会 會議録第二十二号

昭和四十二年七月十一日(火曜日) 午前十時四十五分開会

委員の異動

七月八日

辞任

船田 謙君  
宮崎 正雄君

補欠選任

重宗 雄三君  
米田 正文君

七月十日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

北條 浩君

七月十一日

辞任

重宗 雄三君  
米田 正文君  
中上川アキ君

補欠選任

玉置 和郎君  
青田源太郎君  
高橋雄之助君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

大谷藤之助君

楠 正俊君

中野 文門君

秋山 長造君

鈴木 力君

委員

青田源太郎君

北畠 教真君

近藤 鶴代君

高橋雄之助君

玉置 和郎君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

小野 明君

小林 武君

千葉千代世君

國務大臣

文部 大臣

政府委員

文部大臣官房長  
文部省初等中等  
教育局長  
文部省体育局長

成瀬 幡治君  
柏原 ヤス君  
林 塩君  
鈴木 力君

岩間英太郎君  
齋藤 正君  
赤石 清悦君

事務局長

常任委員会専門  
員

渡辺 猛君

本日の會議に付した案件  
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○女子教育職員育児休暇法案(鈴木力君外一名発議)

○委員長(大谷藤之助君) たいだいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る七月八日、船田謙君、宮崎正雄君が委員を辞任され、その補欠として重宗雄三君、米田正文君が選任されました。

また昨日、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として北條浩君が選任されました。

また本日、重宗雄三君、米田正文君、中上川アキ君が委員を辞任され、その補欠として玉置和郎君、青田源太郎君、高橋雄之助君が選任されました。

た。

○委員長(大谷藤之助君) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山長造君 私は日本社会党を代表して、たゞいま議題となっております公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案に遺憾ながら反対の意思を表明するものであります。

そもそも本法は、いわゆるベビーブームによる高校進学者急増に備えて、去る昭和三十六年、主として財政的見地から制定されたものであり、高等学校の整備、教職員定数の確保と教育水準の維持のために、応急的な役割りを果たして今日に至つたのであります。しかしながら、いまやベビーブームの波も去り始め、高校教育本然の姿に立ち返つて、その根本的な整備充実をはかるべき時期が来たと思つております。しかのみならず、今日科学技術の発展はめざましく、これに伴う社会経済の変動も、ますます急ピッチに進む事態の中で、後期中等教育、なかんずく高校教育の重要性、それらへの期待と要求は、いやが上にも高まりつつあり、高校進学率もすでに八〇%台に迫ろうとして、やがて高校義務制ないしは準義務制化をも考えなければならぬ状況にあるのであります。したがつて、本法もまたこの機会に、抜本的、画期的改正を行なつて、この新時代の要求に

十分にこたえる必要があると思つております。政府もおそらくこのような見地に立つて、本改正案を用意されたはずでありますし、生徒数の減少に伴う教職員の大層首切りを回避しつつ、ともかくもこのような形にまとめ上げられた文部省局の御苦労に対しては、それだけの敬意を表するに決してやぶさかではありませんが、高校教育の根本的改善充実という見地から、その内容をしっかりと検討すれば、なお多くの見逃し得ない問題点のあることを指摘せざるを得ないのであります。

第一に、わが社会党としては、このような抜本の見地に立つて、本法にかわる画期的新立法として、公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案、並びに公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を衆議院に提出したのであります。したがつて、ついに与党の同調を得ることができなかつたことは、返す返すも遺憾にたえません。

第二に、昭和二十三年に制定された高等学校設置基準第七条は、高校一学級の生徒数を四十人以下と定めており、その後衆参両院の文教委員会でも、再三その決議を行ない、また歴代文部大臣も同じ趣旨の発言を繰り返してこられたにもかかわらず、制定後すでに二十年を経過した今日、本改正案におきましても、なおいまだ全日制の学級編制は四十五人とどまつてゐるのであります。もちろん高校教育の改善のためには、いろいろな施策が総合的に押し進められなければならないが、何よりもまず設置基準本則どおり、一学級四十人以下に持つていくことが基本にならなければならぬと信ずるものであります。

第三は、教職員定数の算定にあたり、いわゆる規模別補正によつて、教頭、定時制主事、生徒指導担当教員等の配置をはかつておりますが、一学

級当たりの教員数は現行とほとんど変わらず、いたずらに管理体制の強化に終わるおそれなしとしない点であります。

第四は、高校教育の多様化のための教職員定数加算の措置を政令にゆだねている点であります。

昨年秋、中教審の答申が出て以来、多様化問題がにわかに脚光を浴びてまいりましたが、議論の盛んなわりあいにはその内容が明確になっておりませんし、その具体化の方法については今後よほど慎重な検討を要すると思っております。いずれにせよ、かかるべく然とした問題について一切を政令にゆだねることは疑問を持たざるを得ません。むしろ今後具体化の段階で逐次立法化していくのが現実的かつ妥当な道ではないでしょうか。

第五に、特殊教育部門について、新たに学級編制及び教職員定数の標準が設けられたのでありますが、これが後進県の水準引き上げに役立つ反面、先進的な都府県では、かえって財政考慮等から逆に現行水準の切り下げというマイナス方向に作用するのではないかと不安を禁じ得ないであります。むしろ特殊教育については、その画期的振興という時代の要請とその特殊性にかんがみ、幼、小、中、高を一本化した別立ての立法を考慮するべきではないでしょうか。

最後に、今後政府がこれら問題点の解決に最善の努力を尽くされることも、可及的早い機会に高等学校の飛躍的前進のための抜本的、画期的立法に踏み切られることを強く要望して、私の反対討論を終ります。

○補正後君 私は、自由民主党を代表して、本法案に対する賛成討論を申し述べたいと思っております。

本法案は、国立の高等学校及び特殊教育諸学校の高等部の教育水準の向上のため、学級編制及び教職員定数の標準を改善するものであります。現時点において最も適切な措置であると考えます。これにより、わが国の高等学校教育の振興が一層期待できるものと信じ、心から賛成するものであります。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御意見もないよう

でございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大谷藤之助君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大谷藤之助君) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。御木文部大臣。

○国務大臣(御木文部大臣) このたび、政府から提出いたしました公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員等の災害補償制度の改正に際して、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一には、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正であります。その内容は、国家公務員等の災害補償制度にならって、打ち切り補償

を廃止し、負傷または疾病がなかるまで療養補償及び休業補償を継続することとし、また障害補償及び遺族補償にかかる消滅時効についてはこれを二年から五年に延長することとするものであります。

第二には、厚生年金保険法の一部改正と船員保険法の一部改正であります。この内容につきましては、国家公務員等の災害補償制度にならうとあり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償のうち年金たる補償と国民年金法による福祉年金、児童扶養手当法による児童扶養手当及び特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当との併給に関する制度を改めるものであります。

第三には、国民年金法の一部改正、児童扶養手当法の一部改正と特別児童扶養手当法の一部改正についてであります。この内容も、国家公務員等の災害補償制度にならうとあり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償のうち年金たる補償と国民年金法による福祉年金、児童扶養手当法による児童扶養手当及び特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当との併給に関する制度を改めるものであります。

この第二及び第三の改正は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の障害補償の年金の範囲の拡大、遺族補償の年金化に関連するものであります。すなわち第二の改正については、厚生年金保険法及び船員保険法による年金制度は本人も保険料を分担しているため、本人の負担を全く要しないので支給される業務災害補償制度による年金との併給を禁止しないものとされていますが、従来一時金を主としていた学校医等の障害補償及び遺族補償を年金を主とするものに改めるにあたり、学校医等の障害補償及び遺族補償を受ける場合は厚生年金保険法及び船員保険法による障害年金及び遺族年金を一定期間支給停止していたのを廃止して、直ちに併給することに改めるものであります。第三の改正については、学校医等の障害補償及び遺族補償を年金を主とするものに改めるにあたり、これを公的年金給付として、公的扶助たる国民年金法による福祉年金、児童扶養手当法によ

る児童扶養手当及び特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当との一定期間以後の併給を廃止して、当初から併給しないことに改めるものであります。

最後に、これらの改正に伴って必要な経過措置を定め、関係条文の整理をいたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で、本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(大谷藤之助君) 女子教育職員育児休暇法案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起して。

○千葉千代世君 この提案理由を拝見いたします。この法律は、たいへん法律のようには拝見いたしませんけれども、この育児休暇法案と、それからもう一つ保育所の増設ということが、やはり並行的に行なわれていかないと、婦人教師、ひいては一般婦人労働者がほとんどに職務に専念して、よい能率をあげていくということは全きを得られないということを感ずるものであります。そういう観点から、保育所の問題を少し伺いたいと思うのでございますけれども、どなたか保育所に関連した方、文部省にいらつしやいますでしょうか。

○委員長(大谷藤之助君) 斎藤初中等教育局長が見えております。

○千葉千代世君 それでは伺いますけれども、これは厚生省の所管になると思いますが、今度の国家予算を見ても三歳未満の子供を預かる保育所で、予算の中に、いまま

保母さんが子供七人に対して一人であったのを、六人に対して一人にしたと、こういうふうな換算していった予算の内容になっておりますけれども、しかし全国的に見ていきますと、たいへんに数が少ないわけです。五カ年計画を見ますと、五カ年間に保育所を四万カ所予定して四百五十カ所、あるいは僻地保育所の千九百五十カ所とか、新設については二百四十二カ所とか、こういうふうな述べておられるわけですが、この提案理由の中にもありますように、だんだん働く婦人がふえていっているわけですから、最近の統計でもわかりますように、大体働く婦人が全国約九百三十万で、その中で既婚の方が三百三十万人いるという、そうすると、全国のいまあります保育所が公私合計で約一万一千六百五十カ所、その保育所に預けております園児の保育料でございますか、それを見ますと、預かっております園児の六割が時間外の保育料を払っているということでございます。そうしますと、一定の時間内におかあさんが帰れないと保母は帰れない。ですから、時間外に子供が残っております。だから時間外の手当を払う。その時間外の手当が平均、これは厚生省の資料でございますが、三十円となっておりまして、実際調べてみると多々多いわけです。こういうふうな調べていきますと、毎月いま多い人は月六千五百円、あるいは一万円、五千円というように段階がございます。地域によって差がございます。こういうふうなたいへんな負担をされているわけです。

そこで、教員の場合はどうなっているのだろうかということ、これは日教組の女の先生方が調査なさったわけですが、静岡県、ここに調査がまいておられますが、静岡県の婦人部の例をとって見ますと、これはまたたいへんお金が高いわけですね、たとえば各市の保育料の様子がここに載っております。その中で一番高い例で申し上げますと、沼津で最高が一万九千円、同じ沼津でも七千円のところもあるということで、同じ沼

津市内でもこれだけの差がございます。それからそこに近い三島では最高が八千円、最低が六千円というふうになっております。こういうふうな静岡全市を平均して見ますと、平均していきま

すと、かなり高額になっておりますが、全部の中で最高を申しますと、一番高いのは一万九千円、最低が二千三百五十円という非常なアンバランスになっております。この二千三百五十円というのは、あるいはこれは正式の保育所ではなくて、家庭に預けるとか、いろいろなかがあるかもしれないが、そういうふうな保育料一つをとって見ましても、婦人教師の収入の中に占める支出の割合がたいへん多いということ、これはもう一歩進めて、こんなに預けてお金を払っているのだから、どのくらいの率で預けているのだろうかということを見ていきますと、乳幼児を持っていらっしゃる方々で、お手伝いさんに頼んでいらっしゃる方々が大全体で一一％、赤ちゃんを持って、乳幼児を持ってお手伝いさんに頼んでいらっしゃる方々が一一％、二歳以下の方々はそれからよそへ預けるとか、三歳以上の乳児施設というのが一％、それから家族の人が五八％、こういうふうに見ていきますと、よそへ預けるというのが圧倒的に多いわけですが、したがって、一番望んでいられるのは保育所であるわけです。さき申し上げたように、一般の婦人労働者を含めた勤労者の家族、そこでは保育所を非常にほしがっている。それにこたえる施設がさき申し上げました全国で公私合わせてわずかに一万一千六百五十カ所、こういうことになっております。したがって、これがございませぬために、婦人教師たちは自分の持っている全能力をあげて教育に取り組んでよい能力を上げていくということで全力を尽くしておりますけれども、いろいろな条件にはばまれていくわけです。そしてやむなく退職しなければならぬということがあるわけですが、そういう観点からこれは文部省に伺いますけれども、この保育所について文部省はどのように考

えていらっしゃるでしょうか。これは管轄違いなどと逃げ口上をおっしゃらないで、やはりこれに真剣に取り組むならば、やはりこういうことも研究されていなければならぬはずと思っておりますが、いかがなんでしょうか。

○政府委員(斎藤正吉) 文部省の関係で保育所が問題になりますのは、従来先生御承知のように、幼稚園の教育と保育所の教育と、教育というか世話というものの関係で問題になります。私どもはこの保育所の本来の任務である、いろいろな事情によって保育に欠ける親にかかりましてお子さんを預かってそこで世話をなさるし、またその機会に適當な教育もなさるといふふうなところに集中していただきたいということ、厚生省と相談をいたしました。御承知のように、かつて幼稚園を拡充するというその機会に、その両者の本来の任務というものを明らかにして、それぞれの形で就学前教育に必要な部分は文部省で幼稚園の拡充をはかり、保育所は保育に欠ける子弟を預かるという任務で充実はかかっていくという角度で両者の話し合いが済んで、その方向でそれぞれの任務に従って拡充の措置をとっておるわけでございます。ただ、先生がいま御指摘の点は、比較的女子の働いておる、その教育者がかかえておる文部省といたしまして、母親にかかわって教育をすべき保育所の設置についてどう考えているかということだろうと思っておりますが、私もさき申し上げても、女子の就業者というものが今後ますますふえていくという段階でございますから、文部省といたしまして、地域的に見ても、その実情に即するように保育所が拡充されるということに望んでおるような次第でございます。

○千葉千代世君 努力しているというところはわかりませんが、具体的に、たとえば女の先生方が育児のために年間どのぐらいやめると、やめる原因はこれこれだと、そこでどのぐらいの保育所がほしいという、こういう具体的な計数を持って厚生省に何か要求でもなさるとか、交渉なさるとか、大蔵折衝するとか、そういう段階をお踏みにな

ったことがあるでしょうか。

○政府委員(斎藤正吉) 育児のためにやめるか、それからその他の事由でやめるか、これはなかなか要因は複雑でございますが、女子職員の離職していく状況というものは、四十年の数字で申しますならば、小学校が五千四百九十七人、中学校が三千五十五人という数字がございます。この中で、いまの先生の御質問に該当する部分があるものは、小学校で申しますならば、三十九歳以下のところが、この五千四百九十七人のうちの六〇％でございます。それから中学校が、その三千五十五人の中で、三十九歳以下が七八・九％、三十九歳以下、これがまあ出産、育児能力のところでございますから、端的にそれだけの理由であるかどうか、これは家庭の生活というものはいろいろ要因がございますから、はっきりいたしませんけれども、一応離職していく数字というものはいまのような状況でございます。まあそれについていかなる対策をとっていく御指摘でございますが、その教員のための育児施設というものは、まだ私どもは具体的に施策の検討段階には入っておりませんが、実情でございます。

○鈴木力君 この提案をいたします場合に、元来す鈴木委員のほうではどのようにお考えになっていらつしやいましょうか、保育所問題について。○鈴木力君 この提案をいたします場合に、元来であれば、いま千葉委員から御質問のありましたように、完全に保育施設ができておって、何ら育児のために仕事をする場合に支障が全然ない、そういう条件をつくるということがこれは基礎であると思っております。ただし、そうなりますと、たとえば公的育児施設、あるいは保育所設置ということになりますと、極端に言えば、いまおそろしく全町内会ごとにもこれが完備しないと、おおよそ徹底はしないであろう、そういういたしますと、たとえばいま専売がやっておりますように、あるいはその他大企業がそろそろもう手をつけておられるもありませんけれども、おそろしく職場におけるその婦人労働者の保育施設の設置、完備、こういう

問題が次の問題に出てくるだろうと思ひます。しかし、この問題についても、なかなか容易なことではないわけでありますが、しかし、そういう保育施設あるいは育児施設の完備という一つの方向と同時に、さらに育児休暇という問題は、そういう施設ができればそれで済むと簡単に言えるものでもないような気がいたします。法律的な問題もあろうかと思ひますが、少なくともこの施設との関係からいって、この施設の完備を待つておるうちに、婦人教師は今日の情勢でますます退職をしていくということがしられてくるであろう、そうすれば、それを救うためには、どうしてもいまの育児休暇という制度を創設しまして、そういう面からの救済をいたしたい、これが提案の趣旨でありませんが、なお、ただいまの御質問の中に、退職者の状況についてということ御質問が一つあったわけでありますが、これは私どもの調査でも正確な端数までは出ておりませんけれども、大体いま斎藤局長からお答え申し上げたような数字と、多少は違ふようではありますが、傾向的にはほぼ同じような傾向をたどつておると思ひますが、その中で、育児のために退職をしなければならぬ者はどれだけの数か、こういうことが問題であろうと思ひますが、退職者の私どもの調査の結果は、私ども提案理由の説明でも御説明申し上げましたように、おそらく出産者総数の四分の一が育児のために退職をせざるを得ない、これが私どもの調査の結果でありますから、そういうことになれば、これは退職した婦人教師のうちの相当数が育児が理由に退職をして、こういう把握をしていられるのでございます。

○千葉千代世君 いま退職した方々の若い層、それから中年層、その大部分がやはり育児その他が中心になって退職していることは想像にかたくないといふことをいろいろ資料を私ども拝見しているのですが、ちょうどこのついでに伺いますけれども、これは文部省に伺います。婦人教師の年間退職者総数の中に、大体やめた方々、あるいはやめさせられた方々は、どういう理由によつてそうなつておるのかという、この理由を聞かしていただきたいのですが、それから人数と。

○政府委員(斎藤正君) その理由については実は資料は私持つておりませんので、お答えいたしかねます。

○千葉千代世君 理由についての資料は持つておりませんですか。

○政府委員(斎藤正君) そういうような調査をいたしておりませんので、お答えいたしかねます。

○千葉千代世君 それは何かしうですね。文部省の教育の行政的なものをつかきとつておるところで、婦人教師のやめた原因がわからない。教育委員会その他でやつておることがわかりませんか、各県で。

○政府委員(斎藤正君) 私どもはどうかというふうな年齢層が離れておるのかというふうな数字を持つておられますけれども、一々の事由についての統計資料はございませんから、先ほど離職者あるいは死亡者というようなものを合計いたしまして、先ほどのような女子教員の年齢別の推移というふうなことは、私ども全国的には状況として把握しておるものから先ほど申し上げましたけれども、お尋ねは個々の離職者の理由別の数字ということでございますから、そこまでは私は現在持つておりませんということをお申し上げた次第であります。

○千葉千代世君 それでは具体的に伺いますが、たとえは日本全国で婦人教師の退職する年齢、自分から退職していく年齢、そうではなくて今度は逆に、いま停年制というのはいかがでしょうか、その県の内規とかあるいは申し合わせ等によつて男女の年齢の差がついておたり、いろいろ条件があるわけなんです。たとえば富山県ですと、四十五歳で退職勧奨があつたり、それから夫婦でつとめておられます場合に、だんなさんが校長さんになつた場合に、おなたはやめなさいといふようなことを言つてみたり、ついでの間私が相談を受けた例ですが、それはごく近いところの具

ですが、だんなさんが市会議員に当選した、そうしたら奥さんが、中学校の先生ですが、校長先生と呼ばれて、あなたは内助の功がたいへんでしよう、ですから学校の教育も大事ですけれども、もっと大きな意味でこの市の発展のために尽くしてもらいたい、ですからおやめになつて内助の功を全うしたらいかですか、全く前時代的な、聞くも腹の立つようなことをぬけぬけと言う校長があるわけなんです、これはいま証拠をそろえておるわけなんですけれども、そういうふうなこともあるわけで、これはほんのばかげた話といへばそれまでですけれども、こういうような露骨なことから、もつとよまざるオブラートで包んだような、さつき言いましたように四十五歳以上——これは富山県です。これはかつての校長先生、文部省、教育委員会その他に配られておる日本教育新聞の四十一年二月二十二日ですから、三月を控えた人事異動の件を取り上げた新聞でございます。ですから全く客観的に書かれておる中に、そのことが書いてあつて、「30歳までに65%が退職」「女性々ゆえに差別」「根本的な対策樹立が必要」と、こういう見出しの中に各県の具体的な例があげられておるわけです。そこにいま申し上げました、富山県では四十五歳で退職勧奨、年度末には婦人教師は落ち着けないと、こういうふうなことがつと書いてありまして、もつと具体的な例がつと述べられております。私

はこの日本教育新聞に待つたでもなく、現実に現場の婦人教師の方々から、あるいはいろいろな団体からそういう例を幾つもここに実情をいただいておるわけなんです。それを見ていきますと、これではとても具体的な例がないから知らないうちは済まされたいと思ひます。しかし、きょうは育児休暇の問題でございますから、これに言及することは避けまされども、やはり婦人教師が総体的に職場が狭められていく条件がある、その条件の一つの中にいまの保育所の問題がある、それを何とかして打開していきたいというのがこの育児休暇であろうと思ひます。したがって、

私はこの内容を明らかにして、文部省がこれに対して具体的などのような考えを持つておるかを、提案になつてからもうかなり間がありますから、総括的にお考えになつていらつしやるかを、これは文部大臣から聞かしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木亨弘君) 私はこの女子教員のこの労働関係につきまして、かねてから重大な関心を持つておりましたし、育児に關する労働関係につきましては、かねてから関心を持ちまして、いままでも、各国におきます育児関係の勤務関係について調査をいたしましたし、また国内の問題につきましても、各会社その他一般の業種につきましてもとつておる措置、これらについても調査をいたしておるのでございます。でございますから、今回こういう法案が提案されたわけでございますが、私どもとしましては、結論を申し上げまして、はなはだ申しわけございませぬけれども、しかし、この育児休暇の問題は相当重要な関係がございますので、文部省としましては、もう少し時間をかけていただいて、前向きな調査を今後やつてまいりたい、こういう気持ちでおつたわけでございます。いまこの法案が出まして、その取り扱ひにつきましてはこの委員会でおきめになるわけでございますけれども、私といたしまして、育児問題は重大な問題でございますので、将来これをどう取り扱ふかということにつきましては、十分前向きな検討をしてみたい、こう考へておるわけでございます。

○千葉千代世君 それじゃ鈴木委員にお尋ねいたしますけれども、いま文部省が前向きな検討という、まことに聞こえはよろしいのでございますが、あまり具体的な性がないのですが、発議者としてそれについてどうお考えになつておるのでしょうか。これはわれわれがここで審議してきめることで、発議者はこれについては早くきめたいのは、これはまあ当然のことですけれども、どうでしょうか。

○鈴木力君 発議者といつたしますと、いろいろと



よって勘案すると、こう申しましたね。そのことばにはしなくも出ているのですよ。ある地方からの訴えの中にこういうことがあるのです。御夫婦で俸給十一万以上の共働き、その共働きは、だんなさんが銀行で奥さんは学校の場合はいいんです。二人が教育者としていては十一万円以上の人はやめてほしいと、こういう方針が出されたわけです。そうすると、その十一万円取っていらっしやる御夫婦は、やはり結婚してからそれぞれ生活設計があつて、いろいろ必要なことがあるからいろいろわけでしょう。お金が要るために働いているのじゃないですよ。教育に熱意を持って生命を打ち込んで、そしてやはり教育のために一生をささげようという、これがもとなつているわけなんです。そうしていくと、借金がある人は、私にこれだけ借金があるなんて言っていく人は一人もありませんよ。私だつていま選挙の借金があつたつて、あるなんてだれも思つちやいませんよ。違つてしようと言つて。みんなわからない。いなかから借りに行くのですよ。それ式なんです。だから、外から見ると、教育委員会のたとえば指導主事、係の人が、自分が一人で働いていて月給七万、八万円だとすると、あそこの校長さんと奥さんは片っぱが七万円、二人で十四万円だつたから細君はやめていかれるんだらうと、このものさしなんです。これを当てはめられるから、上手にやるといふと、御主人のほうはやはりそこは弱い立場で管理職ですから、幾らかもらつていられる。そうすると、やはりそこでもつてまあまあという因果を含められていくという実情なんです。そこをやはりくみ分けるのが行政者なんです。逆なんです。そうしていつたつて別に指導主事といふか、職員課長といふか、管理者といふ首切りの人の名前は私何の職だか知りませんが、人の月給をどうばうして先生二人がもらつていくわけじゃない。出るべきところからちゃんと堂々と取つていられる。労働なら労働の報酬として対等にもらつておる。学校につ

とめていられる先生は一人の教育労働者として、対等の価値観として堂々ともらつていられるので、だれに遠慮が要りませんか。一々学校に行つていて、あそこは夫婦だからおれより月給が高いからといつてならまれたらたまたまもんじゃないでしょう。幾ら借金して、どのくらいいなかにお金送つていられるのですか。うちにはお金を毎月三万円送つて、そして十年寝ているしゅうとお金を送つていまして、そして手足の不自由な義兄をかかえていまして、涙の出るようなことを書いてあるのです。そういうことを全然考えないで、机の上で、あれは月給が二人で十四万円だ、十一万円以上はけしからぬと、そういう人の首を切る人がほしいと思つていくんですよ。たいへん恐縮ですけれども、機械的なそういう申し合せとか内規とかでなくて、やはり真のお互いの平等権とか対等権とかいふものがあるならば、男女の特質を生かした教育の場があつて、はじめて子供たちというものを学び取つていくんですよ。人は人間として権利はこれこれあるんですよ。教えたつてだめなんです。そういう体験を持った人の中でいい教育がされていかなければだめだと思つておる。

そういうわけで、たいへんお説教じみましたが、けれども、どうも首切り浅右衛門みたいに見てくたさい、全部首切りじゃありませんか。これは特定のところじゃなくて、どつちかといふ文部省のたいへんひいきにしている新聞でしょう。校長さんはみんな読んでいます。こういう新聞に書いてあるのです。だから今度校長会のはうからは、六十歳以上まではやめさせないとか何とかいつて、いろいろな要求がきているわけですね。こういうふうになつておられますから、これはやめませぬけれども、そういうふうな男女の差というもの、なんで差をつけるかということ、これは差をつけてはならないということ、そういう中で今度は女教師をたくさんふやしていきたいという観点で、この女子教育職員の育児休暇法案というものは、私はいへんいい法案だと思つていられるわけなんです。そこでのいまの問題で、保育所とあわせで、やはりほんとうに婦人教師が安心して職場で働くために、婦人教師を過重な労働から解放するということが同時に考へていくという中で、たいへん熱心に研究していらつしやる先生方があつて、この教育研究のレポートをずっと拝見した中に、これらのことばで尽きるところです。婦人教師がふえたふえたというけれども、量的にふえたということ、女の先生がふえてよかつたななな、量がふえることはけつこうだが、私はやはり質的な転換をして、うんと質的にいいものを、量質ともにふやしていきたいという願いなんです。今の質が悪いというのではありませんが、もっとよくしていきたい。この間テレビを見ておたら、甲府の教育長さんが朝のNHKのテレビで、一〇二ですか、そこで教育長さんが、甲府の学校で女の先生ばかりの学校をやつたことについて批判があつて、自分の所信を述べていたのです。たいへんいい御意見であつたので、私すぐ甲府へ電報を打つたのですが、電報の中に、男女の能力にいささかも差はない、もし能力に差があるとしたならば、それは能力を十分に伸ばす体制がいままでなかつたから、だからあなたの意見に賛成だから絶対ひくなど電報打つたのです。そばにいた人が、何でもすぐ感激して、教育長さんに電報打つたつて言うのですが、教育長だつて何だつて、いいことなら打たなければならぬといつて笑つたのですけれども、一つのそういう意図が、女の先生が足りないから打つてふやしたという意図であつても、ふやしたならば質をよくしていくことが、今度あとから続く者の任務なんだから、ですからそういう意味で考へてみますと、これは千葉県の女の先生の木村俊子さんという方が、「女教師の過重労働からの解放と定員闘争」ということで、これでちよつと一くきりつきますから、これで、次に進めますけれども、「女教師時代きたるといふても、それは現在のところ、単に量の上の問題でしかない。真に女教師

が義務教育の主体となつて活動するためには、現状のような教育の条件の中での研修は女教師に負担をのみ負わせて問題を解決するものではない。むしろ女教師たちを過重な労働から解放することが先決であると思つて、こう言つて、ずつと一週四十四時間の勤務時間から始めて、具体的な例を全部調べて、女教師の労働、それから疲労度、それからいろいろの欠数とか、たくさん調べあげていつて、やはり量的転換をはかりながら、男女の特質を生かした教育分野を築いていくのだという使命は、みんなやつていくのだということが述べられていられるわけですが、私はそういう意味で、やはり男女の差をつけていくという、旧来の観念を払拭しながら進んでいくことを把握しておらるので、そういう観点からもう少し時間をいただいで進めていきたいのですけれども、この中に選択制というのがありますね、鈴木委員に伺います。選択制ということばはありますが、そういうことが盛られておりましたけれども、どちらを選んでもいい、とつてもとらなくても、産休が終わつたら出て行つてもよろしいし、あるいは続ける育児休暇をとつてもいいということが書いてありますね。もう一つ、休職でなくて休暇にしたらというのはどういうことでしょうか。二つをちよつと。というのは、これには育児休暇というものが全電通の書類に書いてありますね。育児休暇をとつて——これは法律ではございませぬから、そうすると了解事項ですか、団体協約になつていられるのですか、その辺ちよつとどういふ観点からでしょうか、お答えいただきたいのです。

○鈴木委員 この選択制と言われましてけれども、その意味は、この法律で規定しておりますことは、育児休暇をとらなければ教育職を続けたらいけない、そういう状況のものが希望する者には件命権者は半ば義務的に休暇を与えなければならぬ、そういう趣旨のことをこの法律で規定





も、やはりその根拠をはっきりした中でこれは審議していかねばならないへんこれは間違われやすい、しかも無給でいいというところがあるというのですが、その中に全電通が無給だ、ところが、全電通が無給でたいへん困ったことが言われたわけです。それからよく言われることは、ILOの問題を討議していく中に、無給ということがあるのですね。勧告百二十三号の中にございます。家庭に責任を持つ婦人の雇用に関する勧告と、百二十三号に關連し、一、二、三、四とつとあります。その中に「育児休職制度の実施と保育所の施設とは併行すべきである」と、こうございまして、これが無給だということの根拠といふのは、これは日本の条件とたいへん違うわけなんです。それをいすまでには、いわゆる先任権がすでに確立されている国なんです。やめてもすぐ職場へ復帰できるわけです。それから休んでいる間の別の法律ができています。給与でなくて別の法律がある。その休んだ間の生活を保障する法律があるわけなんです。社会保障の一環としての法律があるわけなんです。それは国によって違いますが、そういうものがあって、それを抜きにして、ただこれだけ見ていると、ILOが無給になっているのに何でILOよりもあれだ。しかも、この間の文教委員会で小林委員と国連のユネスコの方と外務省の方がたいへん激しいやりとりをした。従来の形の勧告の中で斎藤さんもいふん本気になって討論していらつしやいますけれども、あの中で勧告の食い違い云々ということをやったのですけれども、これはやっぱりそのことと関連いたしませんけれども、これは実際的に方々の国の中でこれを批准する段階の中の背後をやはりきちつと考えていけませんと、これだけ見て、無給だから日本で八〇%というのとは、全然絵空ごとみたいなことを言ってくる。それじゃ——なんというかを言われたのは困るので、現実には婦人労働に非常に理解があつて、この人こそはナンパー・ワンと尊敬している人が、それは時期

尚早じゃないかという人もいるし、今度は逆に、そんなもの出したら婦人の首切りにつながるからやめたほうがいいよ、とおためかしみたいにかにも婦人の味方のようなことを言うのです。ところが実際にそれを探っていくと、よくILOの精神を見ていくと、やはり社会的責任の中で、このことを解決していくという、個人の責任でなくて、社会的責任の中でこの条件を獲得していくというのが近代社会の中で婦人労働を守っていくんだという、このことが国際常識になってきているわけなんです。そうすると、その一つとして考えた場合に、日本の中でいまやめさせられたならば、それでは教師の場合に再び就職をする場合に何かあるかという、すごい隘路でしょう。教育委員会別になっておりますから。たとえば東京でやめて今度は千葉県へ行つて再就職する場合、また選挙試験を受けなければならぬ。千葉県で二十年つとめて東京に出て行く場合、また選挙試験を受ける。そうすると、年が超過しているからだめですということになると、先任権なんて何もないからたいへんです。どんなに実際の経験があつてすぐれておつても、選挙試験を受けると、今度は新しい暗記力の強いものにはかきませんから、実際に就職できない。しかし向こうは先任権があつてできるから、その最低生活には日本のように企業別組合でなくて、産業別の最低賃金があつて、しかも、その根拠になつておる未熟練工について、家族何人、それについて最低賃金がどのくらいという時間給があつて、週給については幾ら、時間給幾ら、その国々によって時間給の場合もありません。労働時間がどのくらい、こうした中で全部守られていて、病気になる場合はだれが保障をする、お産をやる場合にはお産の費用をだれが出して、食べる物その他の最低生活はだれが保障する、そういう保障があるわけですから、そこら全部抜きにして都合のいいところだけ取つてしまふ。向こう側は無給なんだから、こちらが八〇%というのはとても聞いたこともないと、くすくす笑うのがある。私はたいへん不謹慎だと思

つて、二度言う勇氣もなくなつて引き下がつたのですけれども、今度は席を改めてもうべん審議の場でよく話し合つて、通るまでは何日でも何時間でもやつてもらいたいと思う。そういう意味で時間が制約されておりますので、これくらいにして次に譲ります。

○楠正俊君 この女子の教育職員が育児のために休暇をとるといふこの法案は、非常に私本質的には重要な問題であると思ひますし、また学校の先生が子供を愛情を持って育てるといふ場合に、子供を育てた経験のある教員ということになりますと、また子供を育てたことのない教員と違つた意味の深い愛情を子供に持つという意味におきましても、こういったものを保護してあげるといふことは非常に重要だと考えます。文部大臣は、先ほどのこの休暇の問題に關しては、前向きで研究を進めておるといふお話でございましたが、現にここに鈴木議員から法案が提案されておりますが、この法案につきましても、文部省としては現に研究を進めておるならば、どういったところが問題点であるか、もしこのままの法案が通過した場合に、文部省としてはどういったところが問題点になるか、その点をちよつとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(斎藤正君) 私どもはまだ国内の女子従業者のこういう問題に対するいろいろなもの、あるいは諸外国の例というふうなことも部分的にしか承知しておりません。それからもう一つは、このことが府県の人事行政というものにどう影響を及ぼすかというふうなことも、なご府県の実情について研究しなければ、文部省だけの研究では不十分でございますから、先ほど干葉委員にお答えいたしましたように、府県の段階での今年度の課題といたしまして、特に教育長協議会に申しまして、具体的には静岡県でございまして、この幾つかの制度があつた場合に、どういふことを実態として及ぼすかということとを具体的にやつてもらつたというふうな結果を待ちたいと思つたのでございます。

それからいま干葉先生からの御質疑と私の答弁の中にありましたようにこういう制度をしつたための基礎となります。一種の優先権問題というものが主であるならば、いかなる制度が主になつてしかるべきか、それが主として何といひますか、給与上の保障というところに重点があるのか、それとも優先権の確保というふうなことに主があつて、一定の時期お子さんをお育てになつてもまた優先権を持ち得るといふことに主を置くならば、その点に着目しなければならぬ。いろいろございまして、仕事と研究と合はせまして、なお今後十分に考へていかなければならぬ。しかしこういう育児に關する勤務関係というものについてどういふふうに進めていこうかというふうな観点で検討を命じておるようなわけでございます。

○楠正俊君 鈴木委員に質問いたしますが、この法案についてですが、第四条の「育児休暇の期間は、任命権者が定める日に始まり、育児休暇に係る子が一歳に達する日に終る」と書いてございますが、つまり一年間休暇を与えるというその根拠、理由、そういうことをお聞かせ願ひたい。

○鈴木力君 一年間としたのは、これは二つのことを説明申し上げますが、一つは、まず育児休暇にかかるといふ子が一歳に達するという場合に、やはりわれわれはあくまでも期間を決定する主体は育児される子供が主体であるという考え方をとりまして、いろいろな考え方がありまして、もし休暇をとる職員が主体である場合には、同じ一年でも産後休業が済んだあと一年という考え方も成り立つわけでありまして、しかし、いま労働基準法でもありますように、育児の時間とかそういうことは大体育児が満一年、こういうことできめられておると思ひますので、そこに根拠を置いたわけでありまして。

もう一つの面は、一年では短いんじゃないかという議論があるかと思ひます。これは一年あるいは二年、三年という考え方もあるわけでありま



して、もし必要ならば三年も与えてもいいじゃないかという御意見があるかと思うのですけれども、この立法の趣旨は、そこにもございませうに、「学校教育に経験のある女子教育職員の確保を図ることを目的とする」、つまりこれは有能な女子教育職員が教育職員として将来大きな実績をあげられるように確保する、これが目的でありますから、そういたしますと、今日のように教育の考え方や、非常に複雑でもあれば、そうしてや研究、研修も非常に強いられておる、少なくとも今日の教師が教師としてその任務を達成するためには、日常主体的な研修を怠ってはならないということが、これはもうはっきりしていることであるから、でありますから、一方からいえば、研修手当の制度をつくらなければならぬという声さえ非常に強くなっておる時期でありますから、そういたしますと、育児という条件のために職場を離れて、家庭におりながら教師としての研修が続いていかれ、その間に教師としての有能な諸条件を持っている期間というのは最大どの程度であるだろうか、これはしかし教育的に、学問的、統計的に一年が最大だということ、その研究した結果もないようでありませうけれども、私どもいろいろ検討いたします際に、あるいは現場の職員等からもいろいろ意見も聞かされて、やはり一年間というのが大体その辺の一つの区切りではないか、これが三年も育児のために職場を離れておるといふことになりませう、そのことがこの主体的な教育研究と生活との間が遠くなることとすれば、この法律の趣旨と少し変わってくるのではないかと、こういう意味で一年を一応規定したわけがあります。

と、これもまあ大体の婦人教師等のアンケート等によって調査した結果でありますけれども、致命的に救えないのは、やっぱりこの満一年の保育期間といえますか、乳児期間といえますか、そういう時期がどうしても手に負えない、ある程度ここを過ぎますと、それから、またたとえばお守がないというような場合にもどうかの代理のところ、に便宜的にお守を頼める、あるいは学校に簡易の育児施設をつくって、そこで何とか授業しながら、遠くから見て育児ができるか、そういうところまで子供が成長をする。であるから、ざりざりのところどうしてもこの満一年というのを見てやらなければいけない。こういう意味である、一年たつたら、それでもだめな場合には退職するのだということが趣旨ではございませぬ。

○鈴木力君 無給にするというの、これはすでにさつき千葉委員の御質問にお答えいたしましたように、全電通も経験済みでございまして、つまり教育職に携わっておる職員が今日では主たる収入——主たる収入といえますか、ほとんど全部の収入が俸給によって生計をささえておるわけでありませうから、したがって、かりに一年以上の長期にわたって無給になるといふことになりませうと、別な生活条件が出てくるわけでありませう。そういう意味でせつかく休暇の制度をとつてもこのことを見ながしてはならないと思うのであります。つまり、だから生活上の脅威がなければこれは無給にして三年もゆっくり育児に専念した

らよからうということになるわけでありませうけれども、今日の状態はそういう状況ではない。これがさつき申し上げましたように、すでに経験があることでありませうから、したがって私は提案にありましては、有給ということについては相当にこの法案を生かすか否かであると考えておるわけでありませう。期間につきましては、いま申し上げたように、満一年というのは先ほど申し上げましたような根拠で一年という期間をつくりましたけれども、しかしこれはなお検討の余地があるのではないかと、こう思いますが、しかし、無制限に長く考えてみれば若干の問題があるのではないかと、やはり私は対象となる育児が教育職に従事するの支障がない、あるいは多少の支障があつたにしても従事ができるという段階にきたら、休暇期間は終わるべきではないか、こういう考え方をいたしております。

なお、このことが雇用促進の障害になる、こういう御意見があることも私も承知しております。これはやはり私は教育における婦人教師の功績の評価にかかってくると思う。つまり、いまの学校構成からいって、さつきも申し上げましたように、おそろしく三十年後あるいは数年後には婦人教師によって初等教育がささえられるだろう。この場合に有能な婦人教師が育児という障害条件のためにはずれていって、そうして残った人をおかき集められて教育をするという状態と、それから現在一生懸命で打ち込もうとするこの婦人教師たちが育児という障害、そういう条件が障害とならずに打ち込んでいけるという教育の状態を評価する、どちらの評価をするかということにかかってくると思う。それを単なる企業と教育と同じような考え方で育児をやるから、月給を払っているから、態率があがらないから、これでは婦人教師を採用しないことになっていこう。そういうことで免許状のない、あるいは他の企業に就職をしようとして就職をはずれた人を何とか集めて教育をやる、こういう考え方で、二つの分かれ目だと思



きるのだというようにことをいっておられますけれども、私は生まれたときから教育があると思いません。その教育はしっかり母親がするべきものである。何を教えるとか、どうしたらいい、こうしたらいいということではなくて、心理的なあるいは感情的な、人柄として非常に円満な人柄をつくり出す。ためには、子供をしっかりと母親が抱いて、四六時中ついている母親の愛情というものが、本人が関知しない間に、しっかりとしたつながりを通じて結ばれていくものでなければつくられるものではないということは、心理学者が言っておられます。そういう意味におきまして、心身を育てる母親の役割をまず果たして、その上で社会のまた責任も果たしてもらおう、そういうことをするためにどうしても——もちろんこういふことは他の分野においてもあると思えます。婦人の職業は女子教育職員だけではありませんけれども、女子教育職員なるがために私はぜひこの育児休暇の問題については、経済的な問題とかいろいろございましょう。雇用関係の問題もございましょうけれども、ぜひ教育の根本でございまして、これはぜひとも通過できるように御努力願いたいと思えますが、提案者の御意見がそういうところにあつたかどうか。それからまた一年と切られまして御理由の中に、そういうものが含まれておたかどうか。私はたいへん興味がございまして、他の国の例、それから青年になりましてから精神病者が非常にできてきて教育がしにくい状態というものが、はるか生まれてきたときから起こつておるといふような統計もございまして、そういうことなどを考えながら提案者の御意見を伺つてみたいと思つたので、質問に立ちました。

○鈴木力君 さつき申し上げましたように、一年というのは、生児を対象にした一年、考えました場合に、生児が母親の手によって成長しなければならぬ最低限度の期間が生児一カ年だと、こういう把握で生児一年を期間にしたわけでございます。一方休暇をとる対象のものは、教師としての任務と両立できる最低の期間としての一年とい

うことを考えたわけでございます。したがって、いま林委員のお説のとおり、教師として一年ということと同時に、最低自分の支障のない期間は、その母親がその子供の場所にいる、そういう考え方を持っておるわけでありまして、でありますから、先ほど千葉委員の御質問にも、保育所との関係というときに、保育所の設置も必要であるけれども、本質的には別の意味がある、こう申し上げた意図は、いま林委員からの御説の意味を含んでおつたつもりでございます。

○小林武君 先ほど来の質疑で大体よくわかりましたが、私は文部省のほうに一、二の点だけ御質問したいわけですが。

私の考えを一つ述べますというところ、これは女性であろうと男性であろうと、世の中で働くということとはこれは当然のことだと思えます。私はその点について、労働力が不足になったから女が働くのだというふうには考えない。これは前回もここで私発言したと思えますけれども、これは二、三回前の国会でしたか、分科会で労働省から出した予算案の中に、補助労働力としての女子というふうな項目がございまして、私はそのほかの省がそういうことをいうならばかんべんしてやってもよろしいけれども、労働省がそんなことを言うのじゃ困ると、こう言つたら、たしか局長さんが課長さんが女性の方で、労働大臣をだいた突つていて、労働大臣は、いやそんなことは考えておりません。これは間違ひである、というふうな意味の御発言もあつて、私はたいへん安心したのですけれども、そういう意味に私は考えないという立場で申し上げるのですけれども、斎藤さんの先ほど来の御答弁の中に、非常に私は共感したところか、たいへん文部省のいき方けつこうだと思つたところがあるのですが、これは管理職になることがいいとは思いませんけれども、女性の中から管理職的な地位を考慮してそういうことをだんだんやうつていかなければならぬという考え方は、とかくこの先ほど来の千葉委員の質疑の中にもありましたように、女は早くやめてよろしいというよう

な考え、何かそのことの中には、女性は能力が低いという考え方、たとえば甲府で行なわれました女子だけの学校を経営しようという教育長さんの考え方が、PTAといつてもこれは父兄の方でしようけれども、父兄の方の何か総スカンを食つて、ついにそれがうまくいかなかつたということ、これは一面女性に対するたいへん誤まつた考え方をよくあらわしておると思つたのです。そういうことからいへば、文部省の態度というのは私はいへんと思つたのです。そこで私は文部省にはつきり聞きたいのだが、ことしのこの予算案の中に、日本のこの労働力というものを十九年ぐらいつつと見れば、女子労働力というものが、女子は男子と同じに能力を持つてゐるものとして、これは働くという、そういう見地にありながらも、一面またこの労働力の不足の問題からいへば、あなた方がおつしやるように、これは提案者の鈴木委員からも言つたように、特にこの初等教育に進出してくる女性というものは、これは皆さん大いにかねや太鼓でやらなければいかんと思つたのです。きのう労働省から出た、女子に適する職種百種とか何とかいう表を新聞で見ましたけれども、あの中にはなかなか一般化されたものでないものもありまして、しかし、あの中に私は女性が活躍する場所というものを一応あいつうふうに出したということについては注目しておるわけでありまして、でありますから、どうしてもこれは女性も大いに教育界で働いてもらわなければならぬでしょう。いままでのように早くやめろとか、共稼ぎをやめさせなければならぬとか、そういうふうにいまやられてゐるのですよ。そういう誤まつた考え方をばんとなくしてしまふことが一つ必要だと思つた。同時にどうしても考えなければならぬことは、女性は男と違ふ面がある。出産があり育児があるということ、これを抜きにして考えるといふと、女性教師は全部結婚してはいけないといふことになつてしまふわけです。あるいは結婚しても子供も産めないというふうなことで、これはやはりあるのですよ。そういうことを何となく女性

教師が感じて、そして子供を産むことをたいへん遠慮しているというふうな事例も事実あるわけですから、そういう考え方に立つちやいかぬのです。これは千葉委員が述べたところだと私は思つた。でありますから、文部省としてはここで女子職員に賛成しなければならぬような立場のところにいると私は思つたのです。だいたいところまできていふが、あと一歩のところまで何か気迷いがあるような気がするので、どうですか。いま事態が労働省の関係からいつてもそこまできています。急にこの問題については手を打たなければならぬと思つたのです。非常に重要な基本的な問題をお出しになつておられるわけでございます。私どもは別に補助労働者といふことでなくて、特に専門職のような分野で能力のある女子は十分に活用されるべきだ。社会のためにも個人のためにもそれがいいという考えを持っております。その場合に、いろいろな経験から、教育界というものは長い間の伝統的にも十分な地位を占めておられる。そういう実態。それから不可避的に生産労働というものは、これはこのほうに男子が流れていくということはやはり一面にあるわけでございます。そういうことを考えまして、能力のある者は男女といふことの差でなく、管理職といふような地位についてももらいたい。それについては、私は率直に申しまして、女子の先生方にはやはり男と同じに、という意味は、教育に関する限りは同じように内部からも心がけていただきたい。それからわれわれは今度は学校の管理の上で、別に本質的なところでないところで、男女の差によつて男が有利になるといふようなことはだんだん直すように考えてみましょう。この両者がなれば、幾らわれわれが同情的にものを言つたって、社会でなかなか受け入れられるわけがない。両方が相まつて地位の向上がはかられるのだ

ということを私たちは率直に申し上げております。一つの例をあげますれば、私たちの中にも女子職員がおります。そうして重要な地位を占めている者もございませぬけれども、私は別に差別はいたしません。差別をしないで、そのかわり、たえらるるかどうかということは、私は相当の女子職員で高級の地位を占める者に対しては申し上げております。そのことは一面やはり先生方にも心得ていただかなければ、甲府の例のように、突如としていろいろなるものやりますと、これは無用の反響が起る。そこが一番大事なことだと思ふ。

もう一つは、先ほどの御質問のように、今度は一般的に申しまして育児という問題、先ほどありましたように、一種のどんな教育施設でも、不完全な家庭のほうがまゝなのだというのがこれが今日教育界の一つの理論であります。施設主義というものから転換いたしました、家庭ということに教育の機能を負わせるということがきわめて重要な認識だということで、社会福祉の関係も非常に転換をこの二十年くらい各園ともはかつているというような実情、そういうものを考えますと、この女性の置かれております職場の問題と家庭の問題をどういうふうな調節が可能であるかということが、私どもは一つの課題であるということとは十分に認識しております。その場合に先生おっしゃる通りに、そこを最後にいくとばけると申しますのは、これが現実には府県の人事行政でどういうふうな受けとられていくか、それからいままの両者の目的をどこで調節すればいいか、あるいはそれを財政上どういうふうな考えをすべきか、いろいろのことがある、その点は私ども直ちにこの法案について意見を言うという段階には至りませんが、なおいま少し検討させていただきたいということをお願いしておりますので、基本的な問題については私どもも十分な認識を持っておるわけでございます。そういう角度で検討を進めてまいり、いまの段階ではそういうふうにお答えしておきたいと思ひます。

○小林武君 あまり長いことやりませぬけれど

も、あなたの意見の中で若干問題だと思ひますのは、やはり女は男に劣るというような考え方がどうも底流にあるのです。そう受け取れるというのではなくて、たとえば女性のいろいろな職場にある人たちが、あなたの耐えられないか耐えられないかという問題を考えた場合に、女性の能力の問題とかなんとかという問題ではなくて、それは家庭というものを持った場合に、日本の女性は必要以上で負担を感じる。それに今度は女性特有の出産、育児というふうな問題があるわけですから、女性の労働力というふうなもの、女性の各職場におけるところの活動というふうなものを健全な社会の場合に、それはやらなければならぬという事は明らかです。そういうことを望むならば、どうしてもその対策というものは必要でしよう。女性労働者というものが存在する限り、出産があり育児があり、それからまた家庭が民主化されず、そうして家庭の中における必要以上の負担をかけるというふうなことになる、これはもうその負担にたえ切れなくなつて、どうしても脱落していくようなことになるわけですから、そういう状況の中では、あなたがおっしゃる通りに、あなたのほうの立場の発言ですけれども、重要な役目でそういうものを与えようとする場合には、これはもう心得だけではおさまらない。心得を説く前にそういう条件をつくらなければいかぬ。でありますから、私はあなたのほうで、それはいまあなたに言えといつても無理なことはよくわかつているのですけれども、しかしながら十分に検討しないで、管理職の地位に就いて考えようというふうなことは、むしろいろいろの内容がなければならぬということ、それを言っているのです。

それからも一つ、これは先ほど林さんの御意見もございましたし、いろいろな御意見もございましたから、これは検討に値する問題であると思ひますが、私はそれについて特別結論というふうなものを持つておりませぬけれども、かなりやはりほかの国では非常に徹底したやり方があるので

す。たとえば中国に行つた場合においては、女子の教員にして女子労働者にして中にはまるつき一週のうち土曜日に子供を受け取りに来る、そして月曜日に子供をあずけていくというようなそういう保育所というか、幼稚園を兼ねたようなものがあるわけですか。このことについて一体いいか悪いかという大論争を私はやつたわけでは、毎日のように論争をやつて、ついに結末がつかないで、私は勝つたと思つたけれども、勝つたばかりいかもしれないですけれども、どうしても納得いかない。そんなことはだめだという議論もあるけれども、それが教育的に決してだめなことではない。かえつて効果があるという主張もあるわけですから、私はそれについては論争したのであります。ここでのいいとか悪いとか判断はくだせませぬけれども、くだして相手を悪いというふうなことを言うわけにはいきませぬけれども、私は少なからずそれはちよつと疑問である。しかしながら、必ずしも朝から晩まで三百六十五日子供のそばにいないればだめだという考えばかりでもないわけでありませぬから、そういう意味では私は一年とか二年とかいう年限の問題は、いろいろ検討する必要があると思ひますけれども、母親の手でやるある年限というものがあつて、そしてさらに今度は育児を補助してやる保育所であるとか、たとえばいまのような性格を持った幼稚園とかいうものをこれから女子労働者に保障しなかつたら、教育ばかりじゃない、どこの場合でもたいへんなことになり、それなしにやるといふことになると、もう女性をまるで殺してしまうというふうなことに私はなると思ふのです。でありますから、そういう点について、これは答弁は要りませぬ。少なくとも文部省では検討をしていただきたいということをお申し上げると同時に、それからここにこの議案を審議していらっしゃる各委員の方々にお願ひしたい。早急にこの問題については結論を出すべき時期がきていくということをお理解いただきたいと思ふわけでは、以上で終ります。

○小野明君 関連。いまの小林委員の質問に関連するわけでありませぬが、私はこの法案について非常に重要だと思つてゐるのは、提案理由の第三の項であります。これには責任ある乳児の保育施設が少なくない、あるいは私設の乳児施設が流行してつて、高い託児料にあわせて乳児を不注意から死なして行く、こういう項があるわけでありませぬ。先ほど初局長は、省内にも女子職員がおつて、私は留意しているというふうな言われておつたのであります。学校職場というものは非常に多数の女子職員がおつて、あなたも経験とちよつと問題にならぬ職場環境にあるわけですから、そこで話が飛ぶようでありませぬけれども、ここに書いてあるような実情、これをどういうふうな文部省は把握されているのか。これは所管外だといふふうな言われるかもしれませぬけれども、自然多数の婦人教師をかかえているという面からこれは大きな社会問題である、このように考えざるを得ぬのであります。現状をどういうふうな受けとめておられるのか、この打開策をどのようにお考えになっておられるのか、まず局長に伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(斎藤正君) 申されるように、女子の有職者というものがふえてまいりました。それからこの傾向は今後どんどん拡充してきますから、おっしゃる通りに社会問題であるという認識は私には持つております。ただ、私どもが託児所について具体的な施策を検討する段階にまだ至つていないということを先ほど千葉委員の御質問にお答えしたわけでありませぬが、これは教職員を問わず、女子の有職者というものに対する社会的な問題として、大きく今後課題になつてくる問題だと、かように存じているわけでありませぬ。

○小野明君 こういふ問題があるということをお認めいただいたのでありますけれども、私はさらにお尋ねしたいのは、時間もありませんから要約していただくわけですが、一体保育所なり託児所の不足、こういった現状を踏まえてどうすればいいの、答えは私は簡単だと思ひますけれども

ども、その打開策というものをお尋ねしているの  
であります。

なお鈴木委員に続けてお尋ねをしておきたいと  
思うのですが、こういう実例なり、はな  
はだしい例というものを御調査になっておれば、  
そういう面からくる本法の必要性という問題を  
続けてお答えいただきたいと思います。

○鈴木力君 先ほど申し上げましたように、教師  
の職場という点から考えますと、やはり一カ年は  
育児休暇をとる。しかし一カ年で完全ということ  
にはならないのでありますから、これは当然その  
地域における保育施設の完備ということも必要な  
んでありますけれども、教師の職場という立場か  
らすれば、どうしてもさきに申し上げましたよう  
に、たとえば専売でやっておりますような職場に  
おける保育施設、そういう問題については直接検  
討し、取りかかっているか、あるいはない課題で  
はなからうか、こう思っておるわけでありませう。

○小野明君 局長にお尋ねをしておるわけですが  
れども、そういう問題は問題として受けとめてお  
られるということになれば、先ほど大臣も、調査  
をいたしましたことと云々ということがあるんですけ  
れども、この問題にどう対処されるのか、それにつ  
いて局長にお尋ねをしておるわけではあります。

○政府委員(斎藤正君) 女子有職者に対する託児  
所等の問題につきまして、これは非常に大きな問  
題でございますから、文部省自体としていまだう  
いうふうな施策を考へておるかということをお答  
えするには非常に大きな問題でございます。率  
直に言つて私どもはその問題についての検討に入  
つておらないのでございます。しかしこういう問  
題が、これはそれぞれの地域におきましてだんだ  
ん女子の有職者が増すに従ひまして大きな問題に  
なつてくる、社会的に解決をしなければならぬ問  
題であるということはよくわかりますけれども、  
いま文部省としてどうだということお問いに對しまし  
ては、どうもまだ的確にお答えをするだけの余裕  
は自身持ち合わせておらないのであります。

○小野明君 これは要望いたしておきますけれど

も、全国的に非常に保育所の不足、婦人労働力が  
必要であるということは、そういう社会情勢にあ  
ることは御承知だらうと思つたのですけれども、保  
育所が非常に不足をして婦人が働こうにも働けな  
い、これは婦人教師でも他の場合でも同じなん  
であります。そこで、まあ所管外であるということ  
でこの責任をのがれられるのではなくて、やはり  
厚生省と積極的に連絡をとりながら、私設のもの  
が多くふえておると、こういつて現状から、この  
問題にも積極的にひとつ取り組んで、完備した保  
育所増設という方向をたどっていただきたい、こ  
う思つてあります。要望でありますけれども、  
やはり事が重要でありますから、ひとつ初中局長  
の後見解を最後に伺つておきたいと思つたので  
あります。

○政府委員(斎藤正君) いまお話のことは重要な  
課題でございますから、私どもも検討してまいり  
たいと存じます。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言がなければ、  
本法案に對する本日の質疑はこの程度にいた  
します。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三分散会



昭和四十二年七月十九日印刷

昭和四十二年七月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局